

2022 年 10 月 3 日

スマホで完結「投資信託・NISA口座開設サービス」の取扱いを開始！

南都銀行（頭取 橋本 隆史）は、お客さまの利便性向上を目的に、投資信託やNISA口座の開設を窓口にお越しいただくことなく、スマートフォンでお手続きができるサービスを 10 月 3 日から開始いたしましたので、お知らせいたします。

詳細は以下の通りです。

記

【サービス概要】

開始日	2022 年 10 月 3 日（月）
ご利用頂けるサービス	【サービス内容】 ① 投資信託口座の開設※ ¹ ② NISA口座（一般NISA、またはつみたてNISA）※ ² の開設 ③ インターネット投信（＜ナント＞ネット de 投信）のお申込み ※ ¹ 既に当行で投資信託口座をお持ちのお客さまは、②と③のご利用が可能です。 ※ ² NISAとつみたてNISAの併用はできません。 【受付時間】 24 時間 365 日（システムメンテナンス期間を除きます）
ご利用方法	① ご本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）をお手元に準備 ② 申込サイトにアクセス https://www.nantobank.co.jp/kojin/tameru/toushin/kouza/ ③ 必要事項を入力 ④ ①の確認書類をスマートフォンで撮影しアップロード ⑤ 最短で翌営業日に投資信託口座およびNISA口座が開設
ご利用頂けるお客さま	満 18 歳以上 70 歳未満で、当行の普通預金口座（総合口座を含む）をお持ちの個人のお客さま ※事業用の口座（屋号・団体名のついた口座等）は、ご利用いただけません。 ※総合的判断により口座開設をお断りすることがございます。 （詳細は別添のパフレットをご確認ください）

申込サイト
QRコード



【本件に関するお問合せ先】 資産コンサルティング部 東・^{あずま} 図師^{ずし} TEL 0742-27-1557

経営企画部（広報）古賀^{こが}・甲村^{こうむら} TEL 0742-27-1599



投資信託・NISA 口座開設サービス

OH
YEAH!

1 スマホから
簡単お申込み!!



2

最短で申込日の
翌営業日に開設!

3

NISA・つみたてNISA・
〈ナント〉ネットde投信も
同時にお申込み可能!



最短で申込日の翌営業日に 投資信託の口座開設が完了!

いつでもどこでも
スマホ完結!



24時間365日
来店不要でスピーディーに
お申込みできます!

かんたん
スピーディー!



お申込みまで3ステップ
最短で申込日の翌営業日に
口座開設が完了します!

同時にNISA・
つみたてNISAの開設も!



すでに投資信託口座を開設の方も
「NISA・つみたてNISA[※]」の開設や
「〈ナント〉ネットde投信」のお申込みができます!

※NISAとつみたてNISAの併用不可(年単位の選択制)

お申込みは、3ステップで簡単お手続き!

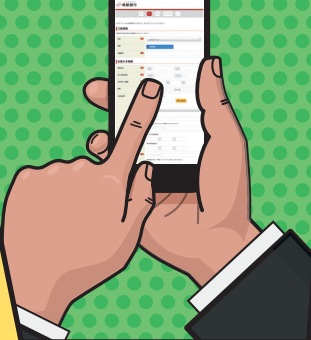
STEP1



マイナンバー・本人確認書類、
当行の普通預金口座番号
(通帳もしくはキャッシュカード)

ご本人確認書類等の必要書類を
お手元に準備!

STEP2



スマートフォンから
必要事項を入力!

STEP3



確認書類のアップロード
ご本人さま確認を実施!

申込完了!



お申込みは
コチラ!

お申込みいただける方

●満18歳以上70歳未満の方。(NISA・つみたてNISAは2023年1月1日以降18歳以上の方が対象)●南都銀行の普通預金口座(総合口座を含む)をお持ちの方。※事業用の口座等(屋号・団体名のついた口座等)はお申込みできません。●南都銀行にお届けいただいているご住所・ご氏名が本人確認書類と一致する方。●NISA口座開設をご希望の場合、他の金融機関にNISA口座またはつみたてNISA口座を開設していない方。※総合的判断により口座開設をお断りすることがございます。

「投資信託」に関するご注意事項

●投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は株式および公社債など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。●投資信託には、申込手数料[お申込金額の最大3.3%(消費税込)]、信託報酬[総資産額に対し最大年率2.42%(消費税込)]、信託財産留保額(換金時の基準価額の最大0.5%)、その他の費用※がかかります。※その他の費用※が掛かる他に、「組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。●投資信託は元本・分配金が保証されている商品ではありません。●投資信託の運用による収益および損失は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。●投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。●投資信託をご購入の際は「目論見書」および「契約締結前交付書面」(目論見書補完書面)を交付しますので、必ず詳細をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

少額投資非課税制度(NISA)に関するご注意事項

●当行の非課税口座において、非課税投資枠120万円のNISA(非課税期間5年)と、非課税投資枠40万円のつみたてNISA(非課税期間20年)は、原則として暦年単位の選択制であり、同一年に両コース同時に行うことはできません。※以下、断りのない場合、非課税投資枠120万円のNISAとつみたてNISA両方に当てはまります。●当行の非課税口座の受入れ対象となるのは、当行取扱いの投資信託に限られ注1、投資信託における譲渡益および収益分配金注2が非課税となります。注1 当行では上場株式等の受入れはできません。注2 収益分配金は普通分配金と元本払戻金(特別分配金・非課税)があり、NISAでは普通分配金が非課税となります。●つみたてNISAは、定時定額積立での買付けに限られます。また年間積立額が非課税投資枠40万円を超えることとなる積立額の指定はできません。ただし、非課税投資枠120万円のNISAと同じく、つみたてNISAでも、分配金再投資等で非課税投資枠を超える買付けが発生する場合があります。その場合は特定口座等での買付けとなります。●非課税口座内の投資信託を換金し損失が発生しても、他の株式等の譲渡益や配当等の金額との損益通算はできません。また譲渡損失の繰越控除もできません。●非課税口座内の投資信託を換金等した場合、非課税投資枠の再利用はできません。また、非課税投資枠の残額を翌年以降に繰越すことはできません。●120万円の非課税枠で購入した投資信託の収益分配金は120万円の非課税投資枠でしか再投資ができません。つみたてNISAで購入した投資信託の収益分配金は、つみたてNISAの非課税投資枠でしか再投資できません。●コース変更される際はご注意ください。●開設済みの金融機関と異なる金融機関等に一定の手続きで、非課税投資枠を変更したり、再開設することが可能です。ただし、変更しようとする年分の非課税投資枠で既に投資信託等を購入していた場合、その年分については金融機関の変更はできません。●120万円の非課税投資枠を選択されている場合、非課税期間5年終了時に、保有している投資信託を、当行の他の年分の非課税投資枠に移管(ロールオーバー)できます。この場合、120万円の上限はありません。一方、つみたてNISAを選択されている場合、ロールオーバーは行えません。また、どちらを選択される場合でも、保有する投資信託を他の金融機関へ移管することは、原則としてできません。(注)当資料作成日時時点の税制等に基づくものであり、今後税制等は変更になることがあります。●つみたてNISAを選択されているお客さまが、NISA口座の廃止、金融機関の変更、120万円の非課税投資枠への変更をされる場合、継続中の定時定額積立はご解約いただくことになります。